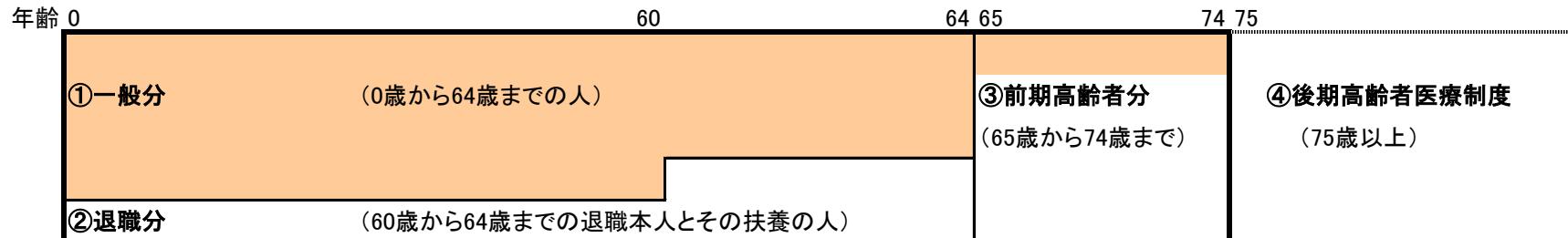


医療費の負担

- ① 64歳までの一般被保険者分の医療費は、50%が国・県、50%が保険税や一般会計からの繰入金で負担します。
- ② 退職被保険者等分の医療費は、保険税(退職被保険者等分)と社会保険診療報酬支払基金からの交付金で負担します。(国保負担なし)
※平成27年度以降は新規適用停止
- ③ 65歳から74歳までの医療費は、全保険者(社会保険、共済保険、国民健康保険など)で負担の調整をし、残りの額の50%が国・県の負担になります。
(65~74歳の人の加入率によって、全保険者の平均加入率との差を前期高齢者交付金で調整)
- ④ 75歳以上の人には、すべて後期高齢者医療制度に加入します。(国保ではなくなる。)



国保が支払う医療費(太枠内)

退職被保険者の負担する保険税と社会保険診療報酬支払基金からの交付金 (②の部分)

前期高齢者交付金 (③の一部)

基盤安定繰入金(1/2) (保険税の軽減状況に応じた一般会計からの繰入額)

返納金等その他収入 (交通事故など第三者行為による医療費が返納された場合など)

国保の負担 の(50%)	保険税	国 財政調整交付金 (普通・特別)	9%	国・県の負担 の(50%)
	共同事業(歳入-歳出) 医療費を調整	国庫負担金(定率)	32%	
	基盤安定繰入金(1/2)			
	財政安定化支援事業繰入金 保険者の責任によらない特殊要因に応じた一般会計繰入	県 財政調整交付金 1号交付金(普通)(定率)	6%	
	その他の繰入金(一般会計、基金) 不足する財源を補てん	2号交付金(特別)	3%	

※ この図は、医療費の負担の概要を国が示しているイメージをもとに作成したものです。

※ 国の財政調整交付金と県の財政調整交付金(特別分)は、国・県の予算総額がそれぞれ9%、3%であり、実際の交付額はこのとおりではありません。

